

令和2年度青森県介護従事者確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、質の高い介護従事者の確保・養成を図るため、市町村等が行う介護従事者確保対策に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、当該市町村等に対し、青森県介護従事者確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、平成26年9月12日付け医政発0912第5号・老発0912第1号・保発0912第2号厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長連名通知の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領（以下「基金要領」という。）」及び青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市町村
- (2) 社会福祉法人、公益社団法人、青森県内に事業所を有する介護サービス事業者

(補助事業)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 介護職の魅力発信事業
- (2) 介護技術コンテスト開催事業
- (3) 訪問介護サービス提供責任者研修事業
- (4) アセッサー講習受講支援事業
- (5) 介護施設における医療介護連携人材養成事業
- (6) 市民後見推進事業
- (7) 介護ロボット導入支援事業
- (8) 新採用介護職員人材育成・定着支援事業
- (9) チームワーク強化支援事業
- (10) 認知症ケアにおける多職種連携研修事業
- (11) 介護支援専門員地域同行型研修事業
- (12) 階層別研修事業
- (13) 介護事業所に対する業務改善支援モデル事業
- (14) 介護事業所ICT導入支援モデル事業
- (15) 介護施設における看護職員の資質向上推進事業
- (16) 介護の仕事理解促進事業
- (17) 外国人介護人材受入施設環境整備事業

(補助対象外事業)

第4 補助金は、診療報酬、介護報酬及び他の補助金等で措置されている事業については対象としないものとする。

(事業内容、補助対象経費及び補助金の額)

第5 事業区分ごとの補助事業者、補助事業の内容（以下「事業内容」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助基準額及び補助率は、別表1のとおりとする。

2 補助金の額は、次により算出した額以内の額とする。

- (1) 事業区分ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 事業区分ごとに、補助基準額の合計を算出する。
- (3) 事業区分ごとに、(1)により選定された額と(2)により算出した額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額（ただし、第3(4)に掲げる事業については補助率を乗じない。なお、事業ごとに算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を合計額とする。

(申請書等)

第6 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次の(1)から(4)まで及び別表2のとおりとする。ただし、第3(4)に掲げる事業は(1)及び別表2のとおりとする。

- (1) 補助金申請額内訳書（総括表）（別紙1）
- (2) 事業計画書（別紙2）
- (3) 収支予算（見込）書抄本
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第7 次に掲げる事項は、補助金の交付決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によること。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合において、あらかじめ事業変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止(廃止)承認申請書（第3号様式）を知事に提出してその承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかに事業遅延等報告書（第4号様式）を知事に提出してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする

- 書類、帳簿等を備え付け、これらを令和3年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合には、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、補助事業の完了後においてもその効率的な運用を図ること。
 - (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合も含む。）は、令和2年度青森県介護従事者確保対策事業消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
 - (9) 補助事業者が（1）から（8）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (10) 補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。
 - (11) 第3（14）の補助事業により取得し、又は効用の増加した機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、又は廃棄しないこと。
 - (12) 補助事業により取得し、又は効用の増加した（11）に規定する財産について財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を（11）に規定する耐用年数を経過するまで整備保管すること。
 - (13) 市町村が間接補助事業者に補助する場合において、法令、規則及びこの要綱の規定並びに基金要領の第4の（3）に掲げる条件並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく知事の命令を遵守するために必要な条件を付すこと。
 - (14) （13）により付した条件に基づき、市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けること。
 - (15) 間接補助事業者が（13）により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (16) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（間接補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けないで、当該事業の目的に反して使用させ、譲渡させ、交換させ、貸付させ、担保に供させ、又は廃棄させないこと。
 - (17) 間接補助事業者に対し、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した（16）に規定する財産について財産管理台帳（第6号様式）その他関係書類を（16）に規定す

る耐用年数を経過するまで整備保管させること。

(申請の取下げの期日等)

第8 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日とする。

2 交付の申請の取下げは、交付申請取下書(第7号様式)を知事に提出して行うものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、第3(5)(7)に掲げる事業は概算払とする。

(補助金の請求)

第10 補助金の請求は、補助金(概算払)請求書(第8号様式)を提出して行うものとする。ただし、補助事業者が市町村である場合にあっては、その提出を要しないものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条の規定による報告は、補助事業完了の日(補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日)から起算して30日を経過した日又は令和3年4月9日のいずれか早い期日までに、事業完了(廃止)実績報告書(第9号様式)に次の(1)から(4)まで及び別表3に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、第3(4)に掲げる事業は(1)及び別表3のとおりとする。

(1) 補助金精算額内訳書(総括表)(別紙6)

(2) 事業実績報告書(別紙7)

(3) 収支決算(見込)書抄本

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、第3(4)に掲げる事業に係る報告は、知事が別に定める期日とする。

附 則

この要綱は、令和2年8月4日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

《参考》

青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月23日青森県規則第10号）

（補助金等の交付の申請）

第3条 補助金等の交付の申請をしようとする者は、知事の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
 - 二 補助事業等の目的及び内容
 - 三 補助事業等の経費の配分、経費の使用方法、補助事業等の完了の予定期日その他補助事業等の遂行に関する計画
 - 四 交付を受けようとする補助金等の額及びその算出の基礎
 - 五 その他知事が定める事項
- 2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 一 申請者の営むおもな事業
 - 二 申請者の資産及び負債に関する事項
 - 三 補助事業等の経費のうち補助金等によつてまかなわれる部分以外の部分の負担者、負担額及び負担方法
 - 四 補助事業等の効果
 - 五 補助事業等に関して生ずる収入金に関する事項
 - 六 その他知事が定める事項
- 3 第一項の申請書若しくは前項の書類に記載すべき事項の一部又は同項の規定による添付書類は、知事の定めるところにより、省略することができる。

（補助金等の交付の決定）

第4条 知事は、補助金等の交付の申請があつたときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び必要に応じて現地等を調査し、補助金等を交付することが適当であると認めるときは、すみやかに補助金等の交付の決定をするものとする。

2 知事は、前項の場合において、適正な補助金等の交付を行なうため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることができる。

（補助金等の交付の条件）

第5条 知事は、補助金等の交付の決定をする場合において、補助金等の交付の目的を達成するため必要があるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合において、知事の承認を受けること。
- 二 補助事業等を行なうため締結する契約に関する事項その他補助事業等に要する経費の使用方法に関する事項
- 三 補助事業等の内容を変更する場合において、知事の承認を受けること。
- 四 補助事業等を中止し、又は廃止する場合において、知事の承認を受けること。
- 五 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となつた場合において、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- 六 補助事業等の完了後において従わなければならない事項
- 七 間接補助事業者等に対して守らせなければならない事項

2 知事は、前項に定めるもののほか、補助金等の交付の目的を達成するため、必要がある場合は、条件を付することがある。

3 知事は、補助事業等の完了により補助事業者等に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金等の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付しなければならない旨の条件を付することがある。

(決定の通知)

第6条 知事は、補助金等の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等の交付の申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助事業者等は、補助事業等が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、知事の定めるところにより、補助事業等の成果を記載した補助事業等実績報告書に知事の定める書類を添えて知事に報告しなければならない。補助事業等が、その完了すべき日の属する県の会計年度において完了しなかつた場合も同様とする。

(補助金等の額の確定等)

第13条 知事は、補助事業等の完了又は廃止に係る補助事業等の成果の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行なう現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知するものとする。

(別表から抜粋)

別表1 (第5関係)

事業区分	補助事業者	事業内容	補助対象経費	補助基準額	補助率
4 アセッサー講習受講 支援事業	青森県内に事業所 を有する介護サー ビス事業者	別添4の1 のとおり	別添4の2に 掲げる経費	別添4の3 のとおり	定額

別表2 (第6関係)

申請書(第1号様式)に添付する書類

事業区分	添付書類	様式
4 アセッサー講習受講 支援事業	受講計画書	別紙4

別表3 (第11関係)

実績報告書(第9号様式)に添付する書類

事業区分	添付書類	様式
4 アセッサー講習受講 支援事業	受講実績報告書	別紙9

別添4

アセッサー講習受講支援事業

1 事業内容

介護職員のやりがいや処遇の改善、キャリアパスの明確化を促進するための介護に関するキャリア段位制度におけるアセッサー（評価者）講習への職員の派遣

2 補助対象経費

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者（アセッサー）講習」の受講料（消費税、取扱手数料を除く。）

3 補助基準額

受講者1人当たり18,500円